

鴻巣市立市民センター

指定管理者募集要項

令和6年7月

鴻巣市 市民生活部 自治振興課

鴻巣市立市民センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

鴻巣市（以下「市」という。）では、鴻巣市コミュニティセンター設置及び管理条例（昭和63年鴻巣市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき設置された鴻巣市立市民センター（以下「センター」という。）の管理に関する業務について、平成15年6月の地方自治法の一部改正により創設された、指定管理者制度を導入します。

指定管理者制度を導入することにより、民間事業者などが持つノウハウやアイデアを活用し、専門的スキルを持つ人材の安定確保、各種講座・事業の充実を図り、多世代に広く開かれた地域コミュニティの拠点とすることを目的としています。

本募集要項は、標記施設の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2 対象施設の概要

(1)名称及び位置

名 称	位 置
鴻巣市立市民センター	鴻巣市赤見台1丁目15番5号

(2)施設の設置目的

市民相互の親睦及び交流を図り、住みよい地域社会づくりの促進に寄与することを目的としています。

(3)施設の概要

別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 指定管理者が行う主な業務

- ・センターの運営に関すること。
- ・センターの施設維持管理業務に関すること。
- ・施設の設置目的を達成するための事業に関すること。
- ・市民課マルチコピー機の管理に関すること。
- ・図書の出借業務に関すること。
- ・事業報告
- ・その他

*詳細については、仕様書を参照してください。

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

この指定の期間は、市議会の議決により確定することとなるので留意してください。

また、施設の廃止や業務仕様の変更に伴う指定期間の変更等がある場合があります。

なお、当該指定管理期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募によるものとします。

5 管理に要する経費

(1)指定管理者は、管理に必要な経費について、市が支払う指定管理料及び自主事業の収入によって賄うものとします。

センターの使用料は、条例第8条で定められており、市に納入していただきます。

なお、指定管理料については、85,349,267円（税込）を指定期間における上限とし、毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。指定管理料の具体的な額や支払時期・方法等は、指定管理候補者決定後、提出された「収支予算書（別紙9）」を基礎とし、協議のうえ協定で定めます。

(2) (1)に示す指定管理料の上限額のうち光熱費については、直近5年間の実績額ないし今年度の予算額のうち、最も高い額を基準とし、積算しています。

今後、更なる原材料価格・エネルギーコストの上昇による当該経費の増加分については、「不可抗力（甲乙それぞれの責に因らない）」事由として、追加対応経費に対し、協議を以て、合理性の認められる範囲において、対応を図ります。

(3)仕様書4頁以降「8. 業務内容」における、以下の業務内容経費については、概算払いとし、毎年度末に残額を精算することとします。

「(2)センターの施設維持管理業務に関すること」 - 「⑤ 修繕」

6 応募資格等

(1)応募資格

応募者は、法人もしくはその他の団体（以下「法人等」という。）であること。ただし、個人又は次のいずれかに該当する法人等は指定を受けられません。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があったもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定により、本市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されているもの

ウ 市から入札参加停止の措置を受けているもの

エ 市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人等で、処分から5年を経過していないもの。

オ 国税及び地方税を滞納しているもの

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

キ 法人その他の団体の役員に次のいずれかの者が含まれているもの

（ア） 破産者で復権を得ない者

（イ） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者

(ウ) 暴力団員又はその利益となる活動を行う者

(2)複数の法人等による応募

センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合には、次に掲げる事項に留意してください。

なお、構成団体のいずれかが上記(1)のア～キのいずれかに該当する場合は、指定を受けられません。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めてください。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

7 申請の方法

(1)提出書類

ア 指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（別紙7）

ウ 収支予算書（別紙9）

エ 誓約書（別紙8）

オ 定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等これに類するものの写し）

カ 法人等の決算関係書類（直前の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、資金収支計算書又はこれらに類する書類）

キ 法人等の予算関係書類（現年度の収支予算書、事業計画書又はこれらに類する書類）

ク 納税証明書又は納税の義務がない場合その旨を記載した書類

ケ グループによる申請の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別紙10）

コ 役員名簿（別紙11）

(2)提出部数

正本1部及び副本（コピー可）9部（そのうち1部は製本をしないもの）と電子データ（CD-R又はDVD-R）を提出してください。

なお、グループによる申請の場合は、(1)エ～コまでについては、構成団体ごとに提出してください。

(3)提出方法

申請書類の提出は、持参とします。

(4)提出先

鴻巣市役所 市民生活部 自治振興課 市民協働推進担当

[電話番号] 048-541-1321 (内線3111)

(5)申請の受付期間

令和6年7月12日(金)から令和6年8月30日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。)

(6)現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催します。

ア 日 時 令和6年8月2日(金)午前10時開始

イ 場 所 鴻巣市赤見台1-15-5
鴻巣市立市民センター1階 第1会議室

ウ 内 容 施設の概要、管理業務の内容等の説明
なお、現地説明会での業務仕様等に関する質問の受付及び回答は行いません。(7)のとおりの手順でお願いします。

エ 申込方法 令和6年7月31日(水)午後5時までに、電子メール又はFAXにより、鴻巣市役所自治振興課市民協働推進担当まで申し込みください。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名をご連絡ください。なお、送付した際には、確認のため電話にて連絡をお願いします。

(7)質問事項の受付

ア 質問受付期間

令和6年7月12日(金)から令和6年8月16日(金)午後3時まで

イ 受付方法

電子メール又はFAXで提出してください。様式は問いません。原則として口答による質疑は受け付けません。なお、提出した際には、確認のため電話にて連絡をお願いします。

[メールアドレス] jichi@city.kounosu.saitama.jp

[FAX番号] 048-577-8461

ウ 回答方法

受付した質問に対する回答については、令和6年8月23日(金)午後5時までに鴻巣市HPへ掲載します。また、説明会参加者及び質問者全員に電子メール(又はFAX)により行います。なお、質問者名は公表しません。

(8)留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要の場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類等は理由の如何に関わらず返却しません。

イ 事業計画書の作成に当たっては、具体的な数値目標を記載してください。当該募集に関する審査及び指定後のモニタリングの評価指数として基準となる数値となります。

ウ 提出された申請書類は、鴻巣市情報公開条例（平成13年鴻巣市条例第4号）に基づき公開する場合があります。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を損なうおそれのある情報を除きます。）

エ 申請書類に不備がある場合には、審査の対象とならないことがあります。

オ 原則として、申請書が受理された後の修正はできません。

カ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(9)無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 提案における指定管理料が、本募集要項に提示した上限額を超えているとき

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ その他、応募資格に適さないもの

8 指定管理者候補者の選定

(1)候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、センターにおける指定管理者の選定に伴う審査委員会設置要綱に基づく審査委員会が、提出された申請書により、書類審査、プレゼンテーション等を実施し、選定基準に基づき審査した評点の合計により、鴻巣市指定管理者選定委員会で指定管理者候補者を選定します。

(2)選定基準

鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鴻巣市条例第20号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1項各号に定める選定基準によることとします。

ア 事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるもの

イ 事業計画の内容が当該事業計画に係る経費の縮減が図られるものであること

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

審査項目及び配点については、別紙6（選定審査基準表）のとおりです。

(3)プレゼンテーション等

選定に当たり、申請書類の審査をした後、プレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づく統括担当者については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあつては構成員）に限ります。

（予定日時等）

ア 日 時 令和6年9月4日（水） 1時間程度

イ 会 場 鴻巣市役所

(4) 選定結果の通知及び公表

プレゼンテーションの後、指定管理者選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者候補者として最もふさわしい法人等を指定管理者候補者に選定します。

選定の結果は申請者全員に書面で通知するとともに、選定された候補者は公表します。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、鴻巣市議会の議決が必要です。原則として指定管理者候補者を令和6年12月の鴻巣市議会定例会に議案提出し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例施行規則第7条により告示をおこないます。

(2) 協定の締結

市と指定管理者とは、業務内容及び管理に係る細目的事項等について協議の上、「協定」を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間又は議決後に指定管理者に指定することが著しく不当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情の悪化により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。モニタリングに当たっては、事業計画書の数値目標を基準に定量的な評価を行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項が達成されていない場合には、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

定期的に業務報告を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時に状況確認等を行います。

(2)利用者アンケートの実施

市と指定管理者は、施設利用者の利便性向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、モニタリング結果報告書によりホームページで公開します。

(3)帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認められる場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1.1 その他

(1)地域防災計画に基づく避難所等に関する事項

センターについては、「鴻巣市地域防災計画」において、指定避難所等の指定を受けており、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、避難場所、避難所、物資の配送拠点、応援部隊等活動拠点などの、市が指定する用途として使用する場合があります。

指定管理者には、市の指示等に従い、仕様書に基づく災害対応業務を行うものとし、災害対応業務により発生した費用及び利用料金の逸失利益等については、市が負担することを原則とし、不要となった費用等も考慮の上、協議により額を決定するものとします。

(2)指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければならない。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(3)事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することに

より協定を解除できるものとしします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとしします。

ウ その他

前記に規定するもののほか、市及び指定管理者双方の事情により事業の継続が困難となった場合については、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとしします。

(4) リスク分担

協定締結に当たり、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて方針を示すため、市が想定する主なリスク分担について、仕様書に定めることとしします。

(5) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとしします。

1.2 スケジュール

日 程	内 容
7月12日(金)	募集要項の配布開始
7月31日(水)まで	現地説明会の受付期間
8月 2日(金)	現地説明会
8月16日(金)まで	質問事項の受付期間
8月23日(金)まで	質問に対する回答
8月30日(金)まで	申請書の受付期間
9月 4日(水)	審査(プレゼンテーション等)
10月上旬	指定管理者候補者の選定(結果の通知)
12月中旬	指定管理者の議決
12月下旬	指定管理者の指定(告示)
1月~3月	細目的事項の協議、業務引継ぎ、準備行為
2月	基本協定の締結
3月	年度協定の締結

1.3 別添書類一覧 ((1)~(4)は参考資料、(5)~(10)は提出書類)

- (1) センター平面図
- (2) センター利用状況(3ヵ年)
- (3) センター業務仕様書
- (4) 審査基準項目(別紙6)

- (5)指定管理者指定申請書（別添様式第1号）
- (6)事業計画書（別紙7）
- (7)収支予算書（別紙9）
- (8)誓約書（別紙8）
- (9)グループ構成団体一覧表（別紙10）
- (10)役員名簿（別紙11）

14 問い合わせ先

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号 本庁舎1階21番
鴻巣市役所 市民生活部 自治振興課 市民協働推進担当
電 話 048-541-1321（内線3111）
FAX番号 048-577-8461
メールアドレス jichi@city.kounosu.saitama.jp